**工事整備対象設備等着工届出書**

　消防法施行令第３６条の２【消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備】に規定する消防用設備等の設置に係る工事の前に必要な届出です。（軽微な工事に該当するものを除く。）

甲種消防設備士は、その工事に着手しようとする日の１０日前までに届出る必要があります。

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課でのみ受付可（※） | 可（※） |

　※郵送及び電子申請については、消防本部予防課と事前協議済みのものに限ります。

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 工事整備対象設備等着工届出書
* 防火対象物及び当該消防用設備等の概要表
* ほか、各設備に応じて[消防用設備等の着工届に係る運用について（通知）](../%E6%B6%88%E9%98%B2%E4%BA%88%E7%AC%AC285%E5%8F%B7%E3%83%BB%E6%B6%88%E9%98%B2%E5%8D%B1%E7%AC%AC81%E5%8F%B7.pdf)に記載されたもの

**▲注意事項**

・消防本部予防課の窓口での受付は、午前８時３０分～午後５時１５分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く）

　　**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．消防本部予防課の窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

　　**▲注意事項**

・郵送での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限ります。

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

　　**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレスyobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・電子申請での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限ります。

・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）